

平成21年6月第3回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 平成21年6月9日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 桜田秀雄  
2番 林修三  
3番 山口孝弘  
4番 小高良則  
5番 湯浅祐徳  
6番 川上雄次  
7番 中田眞司  
8番 古場正春  
9番 林政男  
10番 新宅雅子  
11番 横田義和  
12番 鯨井眞佐子  
13番 北村新司  
14番 古川宏史  
15番 山本義一  
16番 京増藤江  
17番 右山正美  
18番 小澤定明  
19番 京増良男  
20番 丸山わき子  
21番 加藤弘  
22番 山本邦男

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健一
副市	長	高橋 一夫
教	育	長 齊藤 勝
総	務	部 長 浅羽 芳明
市	民	部 長 小倉 裕

経 済 環 境 部 長	森 井 辰 夫
建 設 部 長	並 木 敏
会 計 管 理 者	越 川 みね子
教育委員会教育次長	尾 高 幸 子
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	江 澤 弘 次
選挙管理委員会事務局長	長谷川 淳 一
財 政 課 長	加 藤 多 久 美
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学校給食センター所長	石 井 勲
総 務 課 長	長谷川 淳 一
厚 生 課 長	蔵 村 隆 雄
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
主 査	鯨 岡 修 子
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 任 主 事	栗 原 孝 治

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成21年6月9日（火）午前10時開議

日程第1 議案第1号

質疑、委員会付託

委員長報告、質疑、討論、採決

追加日程第1 発議案第6号

質疑、討論、採決

## ○議長（山本邦男君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、6月5日までに受理した要望1件については、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第1号を議題とします。

これから、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言はすべて簡明にし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては自己の意見を述べることはできません。

また、会議規則第56条、57条及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁を含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いします。

最初に、京増藤江議員の質疑を許します。

## ○京増藤江君

それでは、議案第1号、平成21年度八街市一般会計補正予算について。歳入18款1項1目財政調整基金繰入金についてお伺いします。

未曾有の不況の中で、市民の暮らしが成り立たなくなっている状況です。この間、収入が減っているのに、税負担が増えております。昨日の一般質問で、平成20年の差押件数は406件あって、17年と比較すると3.5倍になったと、こうありました。市民の暮らしが逼迫していることをリアルに示していると思います。

その際、職員は車を遠くに止め、言葉づかいも大変慎重にしている、こういう説明がありました。税金を払えないで苦しんでいる市民への捜索、差し押さえするということは、さらに市民を苦しめております。それほど、徴収に対して熱心なのに、今回の補正では一般会計からの繰り入れは、わずか10万円です。暮らしを応援しようという姿勢が見えません。

この繰入金10万円の根拠は何か。また、なぜもっと繰り入れなかったのか、お尋ねします。

## ○財政課長（加藤多久美君）

お答え申し上げます。今回の補正の財政調整基金の10万円の繰り入れでございますが、この根拠につきましては、歳出の方で消費生活対策費といたしまして、1千310万円お願いしているところでございますが、このうち1千300万円につきましては、歳入の方の千葉県消費者行政活性化基金事業補助金として1千300万円、基本的にこの事業は補助率10分の10ということで、基本的には一般財源から充当しなくてもよい事業でございますが、今回の経費のうち、通信運搬費、いわゆるADSLの回線通信費の10万円につきましては、この補助の対象外ということで、その一般財源をどこから充当するかということで、財政調

整基金から10万円を充当したところでございます。

#### ○京増藤江君

消費生活対策に対する市が出すべきお金が10万円だったというような説明だったと思うんですけども、それはそれで、出すべきものでいいんですけども、やはりわざわざ補正を組むわけですから、市民の暮らしをいかにして守っていくかという、その姿勢が必要だと思うんですよ。いつも市民のためにお金を使うようにと言いますと、お金がないというふうな説明になります。しかし、今回は給与等に関する条例改正で、約4千万円の財源が生まれます。この間、徴収強化で差し押さえを、3.5倍に増やしていると。今回、生まれる約4千万円の財源を使って、逆に3.5倍の仕事を増やしたらどうか、私はこう思うわけです。

それで、住宅リフォーム助成制度は、今まで日本共産党は一貫して制度を作るようにと要求してまいりましたが、作らない、作らないと言っています。その住宅リフォーム助成制度を作った財政効果は20倍あると言われておりまして、今年の4月時点で、この制度を作っている自治体は19都道府県、83自治体に上っているんです。この不況をどうしようかということで、この各自治体は新たな制度を作るために頑張っているわけですよ。

住宅リフォーム助成制度は建築関係だけではなくて、電気工事とか、家具など、幅広い業種にも波及効果があるということで、この約4千万円の財源が生まれた中で、例えば500万円でも、20倍の効果があったらすごいじゃないですか。どうして、こういうふうな、既にほかの自治体で効果が出ている、そういう制度をやらないと言われるのか。小規模公共工事でも最初は市長はやらないと言われていましたけれども、やったら効果が出ている。市民の方が大変喜んでおられる。ぜひ、市長、今回のこの新しい財源の中で、住宅リフォーム助成制度を作っていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。お金はあるじゃないですか。

#### ○市長（長谷川健一君）

今話を聞いていますと、金を捻出したから、それを住宅リフォームの補助金に使えとかというようなご意見のようですけども、ただ、住宅リフォーム助成制度にいいか、また、今要望が多い交通安全に使ったらいいか、その辺のことはよく精査をして指示しませんと、これは方向を間違えますと、やったことはやめられませんので、また、仮に住宅リフォームにしても、限度額を決めて1割ぐらいの補助金を出すように決めて、果たしてそれがみんなが利用してやってくれば効果があると思いますけれども、その辺の額についても検討する必要もありますので、今ここで即答は言いかねますので、ご理解をお願いいたします。

#### ○京増藤江君

即答はできかねるということをおっしゃっているんですけども、もう私たちは従来、何回も何回もこれは取り上げております。ですから、この不況の中で本当に市民の皆さんが仕事がなく困っている。2カ月も3カ月も仕事がないとか、そういう方たちを何とか救おうという姿勢があれば、では、次は何をしようかと考えていなきゃいけないことだと思うんですよ。幸い今回は本当に職員の皆さんの犠牲の上に貴重な財源が生まれる。本当にこれを市民の皆さんのために使っていく。そういう姿勢を示していただきたいと思います。

次の質問をしたいと思います。

6款1項2目の商工業振興費についてなんですが、就労支援事業費委託料アンテナショップ運営業務についてのご説明をお願いします。

**○経済環境部長（森井辰夫君）**

このアンテナショップにつきましては、まさにご案内のとおり、平成20年度の国の2次補正による基金を活用いたしました事業でございまして、市の事業といたしまして、運営を八街駅南口振興組合へ委託しようというものでございます。

この内容につきましては、駅南口の駅前商店街の空き店舗を利用し、アンテナショップを展開しようということで、落花生をはじめとした市の特産物を販売しようということで計画をしております。それに伴いまして、新規雇用の拡大並びに地域の活性化を図ろうということで考えております。

なお、新規雇用につきましては、4人を雇用するという予定でございます。

**○京増藤江君**

これは、やはり商店街の皆さんも、そして雇用される皆さんも本当に助かると。本当に助かると思うんですよ。だけれど、失業者が多い中で、また仕事をしたくても、探しても探してもない中で、たったの4人の就業ということでは、やはり少ないと思うんですね。ですから、先ほどももっと繰り入れをするべきだと言ったのは、そういうところで雇用を増やしていくという事業展開が必要だと思うんですけども、これは今回は国の補助を使ってやるということなんですが、今後やはりこのような事業を広げて、雇用を増やしていくという方向を作っていただきたいんですが、どうでしょうか。

**○経済環境部長（森井辰夫君）**

この事業は3カ年の事業となっておるところでございまして、その後、引き続いて継続する見込みのある事業ということで、今回、採択されたわけでございまして、今回4人の雇用でございしますが、その後、さらに新たな展開が得られれば、さらに雇用ということも可能かと思えます。

**○京増藤江君**

これは、今回は4人ということで、やはり3カ年の中でも、例えば来年度はもっと増やしてできないかとか、そんなふうに私は事業展開をしていただきたいと要望しておきたいと思えます。

次に、報償費、消費生活窓口高度化事業についてご説明をお願いします。

**○経済環境部長（森井辰夫君）**

今回の消費者行政、この基金事業、これにつきましても国の2次補正による基金を活用した事業でございまして、市の消費生活センター機能強化をはじめといたしまして、そうした行政の活性化を図るというものでございます。

その事業の中の1つのメニューといたしまして、消費生活相談窓口高度化事業というものがございます。これについては、消費生活相談の複雑化・高度化に対応するため、弁護士、

一級建築士等の専門的な知識を有するものを活用し、高度に専門的な消費生活相談への対応力を強化するというものでございます。

**○京増藤江君**

そうしますと、これは相談員さんだけではなくて、新たに必要な専門家に、その都度お願いをして相談に乗っていただくという、そういう内容かなというふうに理解したんですけれども、これは今後ずっとそういうふうに専門家の力を借りるという方向なんでしょうか。

**○経済環境部長（森井辰夫君）**

今回予定しておりますのは、ただいま申し上げましたとおり弁護士、それから司法書士、一級建築士による相談を予定しております。弁護士につきましては、7月から月1回、司法書士につきましても月1回、それから一級建築士によりましては、7月から今年度については年5回を予定しております。

それから、この事業につきましても、3年間の継続事業でございますけれども、その後につきましては、様子を見て、また検討してまいりたいと思います。

**○京増藤江君**

消費者の市民の皆さんのために、ぜひ、大いに活躍していただきたいと思います。

それで、次に消費生活対策費、委託料についてなんですが、このご説明をお願いします。

**○経済環境部長（森井辰夫君）**

これにつきましても、その事業のメニューの1つでございまして、消費者教育、啓発等の強化に係る事業であるとか、消費者行政についての広報、周知の強化に関する事業等でありまして、この中で今回はホームページの作成を予定しております。その作成に関わる委託料でございます。

**○京増藤江君**

わかりました。

それでは、最後なんですけれども、消費生活対策費の備品購入費のうち消費生活センター開設用の機材、事務用機器についてなんですけれども、これは今後、今までいろんな中国製ギョウザの中毒事件とか、シンドラ製エレベーター死亡事故とか、そういうのがありまして、消費者庁が必要だということで、秋にもできるというようなことで、八街市でもそれを開設するというようなことだと思うんですけれども、この際に消費生活相談員の方が今すごく活躍されていると思うんですけれども、この消費生活センターを開設するに当たっては、今後、相談員の方を常勤にしていくことも必要かと思うんですが、そういうことは、この860万円には恐らく入っていない。ただ、機材、事務用機器のお金だと思うんですが、今後そういう機器などもそろえると同時に、相談員さんの常勤化も必要だと思うんですが、その点についてはどうなっているんでしょうか。

**○経済環境部長（森井辰夫君）**

今回ここにある備品購入につきましては、平成22年に消費生活センターを開設する予定でございまして、これに関わる備品でございます。これは、備品でございますので、机をは

はじめとして、もろもろの会議用テーブルとか、パソコン等々の備品購入を予定しております。それから、相談員につきましては、現在、消費生活アドバイザーという資格を持った相談員4人を委嘱してございます。

**○京増藤江君**

その相談員さんの方が、今、専門の知識を持っておられるんですが、その方たちがやはり常勤で働くことも大事だとは思いますが、そういうことも考えていただきたいと思います。それで、この860万円という補正予算なんですが、補正額の3割を占めています。この発注については、ぜひ、八街市の業者さんをお願いしたいと思うんですけども、そういう計画はどうでしょうか。

**○経済環境部長（森井辰夫君）**

基本的には入札ということで考えております。

**○京増藤江君**

基本的に入札と言っても、細かく分けて、ぜひ、地元の業者さんが受けられるような、そういう方向も考えていただきまして、お金がさまざまところに流れていくようにということ強く要望しておきたいと思います。以上です。

**○議長（山本邦男君）**

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

**○丸山わき子君**

今回のこの補正予算の中では、アンテナショップの設置ということでの予算が組まれております。日本共産党市議団が八街市の商工会議所との懇談をする中で、景気対策の中でこうしたアンテナショップの必要性というのが語られておりまして、本当にこれは、時を得た施策であったというふうに評価したいというふうに思います。しかしながら、この補正予算に当たりましては、史上空前の経済の悪化という中で、果たしてこの程度の補正予算でよかったのか。これで、市民の暮らし、経営を守ることができるのか。大変疑問のある補正の予算であるというふうに思うわけです。

9ページに就労支援事業費ということで、これは今回のアンテナショップの運営業務というのが委託料としてあるわけですが、これは先ほども出ておりましたが、雇用の悪化が報じられている中で、今後の雇用創出計画、これをどのように検討されているのか。これ再度お伺いしたいというふうに思います。

**○経済環境部長（森井辰夫君）**

現在のところは、ここに議案でありますとおり、アンテナショップに係る雇用ということ計画しておるところでございますけれども、これ以外の雇いをどう促進するのかということにつきましては、会議所等とも協議しながら考えていきたいというふうに考えます。

**○丸山わき子君**

その対応が大変遅いというふうに思います。先ほども今後さらに展開があれば、雇いを考

えるみたいなの、大変、今の雇用の悪化の情勢に対応する答弁ではないと、私は思うわけですね。3月議会でも急激な景気後退の中で、市民の暮らし・営業を守るために全庁一丸となった取り組みが必要だということを私申し上げました。各課がこうした取り組みをされてきているのかどうか。雇用をどういうふうにしたらいのか。こういった検討が各課でされたのかどうか。その辺について伺いたします。各課どのような検討をされてきたのでしょうか。伺いたします。

**○総務部長（浅羽芳明君）**

的確な答弁になるかどうか、わかりませんが、現在、昨日も一般質問の中でお答えしたように、国の平成21年度の第1次補正予算関連の事業について、現在、各課に情報を提供して、それらの事業の取りまとめをしている段階でございます。

**○丸山わき子君**

これは、本当に国のそうした動きに合わせてというようなことなんですが、市民の暮らしは本当に切羽詰まっています。先だってもご紹介いたしましたけれども、八街市の市民が家を手放す、そういう実態状況は大変テンポが早く、競売にかけなければならない。そういう市民が本当に増えています。そして、食事もきちんとできない、こういった市民も増えているわけですね。雇用状況といえば、なかなか仕事が見つからない。今、雇用の状況の中では、半年、仕事を探しているけれども、いまだにない。こういう方が本当に若者から高齢者までいるという状況の中で、もっともっと機敏な、市は対応をすべきであるというふうに思うわけでありまして。

ぜひ、これは全庁一丸となった取り組みを早急にやっていただきたい。私は9月議会を待たずして、臨時議会を開いてでも、市民のこうした生活を支える、そういう補正予算を組んでいただきたい、このように思います。

次に、消費生活対策費のところ、これは平成22年度に向けて消費生活センター開設のその予算だというようなことを言われたわけですが、この予算を計上するに当たっては、八街市の消費者行政活性化計画、これが作られたと思うわけですが、八街市はどのように進めようとしているのか、そのプログラム等をお聞かせいただきたいというふうに思います。

**○経済環境部長（森井辰夫君）**

特に活性化計画というものは策定してございませんけれども、とにかく近年の消費生活はさまざまなものがございまして、大変、悪徳商法も蔓延をしておるというような状況で、その中で高度な相談業務も求められるということから、やはりセンターを設置して、消費者行政の活性化を図る必要があるかということで、今回この国の事業を取り入れて、今後の活性化を図ろうということでございます。

**○丸山わき子君**

この活性化の計画の中では、国は相談員の処遇改善に向けても、各自治体に要請されているんじゃないかなというふうに思うわけなんですが、先ほど消費アドバイザー4名を配置し



ているというようなことでありましたけれども、この処遇改善というのは、どのように検討されているのか。それと、現在どのような賃金になっているのか、お伺いいたします。

**○経済環境部長（森井辰夫君）**

相談員の賃金につきましては、各審議会委員等の報酬と同額でございまして、その待遇につきましては、いろいろと検討をしておるところでございますけれども、例えば通勤手当とか、手当類、その辺につきましては、今後の一応、検討課題ということで検討してみたいと思います。

**○丸山わき子君**

この相談員というのは、本当に専門性が要求されると、そういうことで、今回、生活窓口の高度化事業報償というようなことで、弁護士や建築士等の相談も導入していくというようなことなんですが、その導入するだけではなくて、相談員さん自身にも専門性が要求されてくるということで、この専門委員さんは、せっかくいろいろと知識を身につけていただくわけですから、長期にわたって市民の相談に乗っていただかなければならないんじゃないかなというふうに思うわけですが、そういう意味では、どのような処遇になっているのか。どのくらいの雇用期間になっているのか、その辺についてお伺いいたします。

**○経済環境部長（森井辰夫君）**

相談員の雇用期間につきましては、これは現在、毎年期間1年間を委嘱しておりまして、毎年更新ということになっております。

それから、相談員は先ほど申し上げましたとおり、一定の資格を持った相談員で、かなりの相談窓口の高度化にも対応できるわけでありましてけれども、この基金事業の中で相談員等のレベルアップ事業と呼ぶ事業もございまして、今後こういった事業を活用して、さらにレベルアップを図っていきたいというように考えております。

**○丸山わき子君**

私は、その毎年1年で契約をしていくというところが、大変、大きな仕事をやっていただく割には、大変不安定な雇用状態であると。今回の担当大臣等の答弁を聞いておりますと、雇用を細切れにしていくというのは、地域住民にとっては大変不幸なことではないかと。専門的なそういうアドバイザーであるわけですから、きちんとした処遇をすることが求められているというような答弁が行われております。この八街市においても、本当に専門的に知識を身につけた方であるわけですから、そういった賃金の点でも、また雇用の点でも処遇改善に積極的に取り組んでいただきたい、このように思います。

それから、委託料のところ、消費者行政活性化オリジナル事業委託料ということであるわけですが、この目的と委託先はどういうところに委託しようとしているのか。その辺についてお伺いいたします。

**○経済環境部長（森井辰夫君）**

この活性化オリジナル事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、消費者教育啓発の強化に係る事業であるとか、消費者行政についての広報・周知の強化に関する事業等の

中で、ホームページを作成しようということでございまして、これはホームページを作成すると同時に、県並びに国の消費生活センターとも直結をいたしまして、いろんな問題点を共有すると。共有いたしますと同時に、また、市において相談した内容を、また県並びに国の生活センターへ報告するという性格も持ち合わせております。

それから、どのようなところに委託するのかということにつきましては、ホームページの作成業務でございますので、この点の明るい業者になろうかと思っております。

○丸山わき子君

今回のこの消費生活対策費に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、消費者センター開設に当たっての予算の計上であるということなんですが、やはりそこで働く、市民の相談を受けるアドバイザーの処遇改善、これを積極的にしていただいて、市民がいつでも安心して相談に行ける。そういった消費者センターにしていきたい。このことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（山本邦男君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで、通告による質疑はすべて終了しました。

ただいま議題となっております議案第1号を配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催の通知とします。

会議中ではありますが、ここで常任委員会開催のため、休憩いたします。

本会議は、午後4時より再開いたします。

総務常任委員会を開会いたしますので、関係する委員は11時までに本会議場にお集まりください。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午後 3時59分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

会議に入る前に報告します。

最初に、常任委員会付託事件について、委員長から審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、加藤財政課長にかわり、伊橋主幹の出席となります。

以上で報告を終わります。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務常任委員長、北村新司議員。

## ○北村新司君

総務常任委員会に付託されました、案件1件につきまして、本会議休憩時間中に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干、審査内容についてご報告申し上げます。

議案第1号、平成21年度八街市一般会計補正予算中歳入全款についてです。

審査の過程において委員から、「千葉県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金について、アンテナショップの運營業務のため、県からの補助金を得たことは大変評価できる。しかし、県のふるさと雇用再生特別基金事業、また緊急雇用創出事業では、96億9千万円が確保されている。県下の各自治体では、こうした基金を活用して、かなりの雇用を創出している。八街市では、なぜ、積極的な取り組みができなかったのか伺う。」という質疑に対し、「今回の緊急雇用については、担当課から各部に依頼して協議しました。商工課としては、ふるさと雇用再生特別基金を使って事業を行うことを決定しました。緊急雇用創出事業については、つなぎ雇用ということもあり、難しいと判断し、活用しませんでした。」という答弁がありました。

次に「他の自治体では、高齢者見守り事業、農業サポートセンター事業、市営住宅環境改善事業、小学校の英語教師配置等、多々取り組んでいる。本市としても子どもの居場所づくり、不登校対策、耕作放棄地の除草等、やらなくてはならないことは多々ある。県でも3年間、基金の活用を推進している。本市においても各課において、市民の立場に立ち、どういう仕事を確保し、雇用を創出すべきか、大いに論議し、全庁を挙げての取り組みをすべきと考えるのがいかか。」という質疑に対して、「本市の組織においても庁議、部課長会議において、幹部職員中心となった会議を行っており、こういった会議の中で、認識を1つにする取り組みをしていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に「臨時職員雇用の対応について、新たな採用等はされてきているのか伺う。」という質疑に対して、「本市においては、専門職的な臨時職員が多くいますが、事務系、軽作業系についてはあまり雇用しておりません。先般、緊急雇用対策が出ました際には、各課と対応を協議しましたが、臨時職員の雇用には至りませんでした。しかし、今回、県から商工課に雇用関係の交付金が3年間で5千900万円という枠が提示されましたので、これから新たな雇用創出に活用していきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に「今後の雇用創出計画を作成すべきと考えるのがいかか。」という質疑に対して、「本市の今後の雇用関係の計画について、現時点で計画を策定するとは言い切れませんが、それに準ずる形での検討はしていくべきと考えています。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「千葉県ふるさと雇用再生特別基金補助金を活用して、アンテナショップの運営をすることは大変画期的なことであり、南口商店街の皆さんからも大変喜ばれていることは認識して

おり、この取り組みについては高く評価いたします。しかし、今の不況の悪化の中で、『これだけでいいのか』と大変疑問を持つものであります。八街市が市民の暮らしや営業を守る、そういった支援をする予算措置が必要であったと考えます。以上の立場から、議案第1号平成21年度八街市一般会計補正予算に反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

#### ○議長（山本邦男君）

次に、経済建設常任委員長、新宅雅子議員。

#### ○新宅雅子君

経済建設常任委員会に付託されました、案件1件につきまして、本会議休憩時間中に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干、審査内容についてご報告申し上げます。

議案第1号、平成21年度八街市一般会計補正予算中歳出6款商工費についてです。

審査の過程において委員から、「就労支援事業について、市の対策を加味して、さらに幅広く捉えていくべきだったと考える。アンテナショップについては、商店街の皆さんが期待していることは事実であるが、国の予算で3年間の補助となっている。それ以後についての考えを伺う。」という質疑に対して、「4年目以降もアンテナショップの運営はしていきたいと考えています。そのためにも、この3年間は収入よりもPRに力を入れていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「アンテナショップの設置予定箇所について伺う。」という質疑に対して、「千葉銀行八街支店のある通りの信州屋というお店と誠文堂という本屋の間に設置する予定です。」という答弁がありました。

次に「消費生活窓口相談員の1日当たりの報償について伺う。」という質疑に対して、「1日8千200円です。」という答弁がありました。

次に「4人体制と伺っているが、その体制について詳細を伺う。」という質疑に対して、「4人が週に1日ずつ担当して、週4日の相談を行います。」という答弁がありました。

次に「弁護士や一級建築士といった専門的な相談員の体制について詳細を伺う。」という質疑に対して、「月に1日、他の相談員とあわせて2名で相談を受ける形になります。」という答弁がありました。

次に「認定司法書士という制度がある。本市においては専門的な相談員として、認定司法書士に依頼するのか伺う。」という質疑に対して、「認定司法書士に依頼します。市内に認定司法書士がない場合は、市外の方をお願いします。」という答弁がありました。

次に「相談員の処遇改善は行っていくべきと考えるがいかがか。」という質疑に対して、「協議会があるので、その中で検討していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「消費生活センターの窓口について、現在ある窓口を活用していくのか伺う。」という質疑に対して、「現在の消費生活センターの窓口を活用していきますが、平成22年度には、場所を移動して、別に開設する予定です。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「経済危機不況の深刻化のもと、完全失業率5パーセント台に達して、求人は過去最低水準となっています。雇用悪化は家計を直撃しています。1世帯当たりの消費支出は14カ月連続で前年割れとなり、過去最長を更新中です。市長自身、今議会の中で「市民の暮らしの状況に対して、経済悪化の影響を受けている」と、このように認めています。そういった意味からすれば、市民の暮らしを守るべき雇用経済対策への取り組みが積極的とは言えません。今議会の補正で、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金を活用したアンテナショップ事業を打ち出しました。これは商店街の方には大変期待が寄せられています。しかし、国の補正予算だけではなく、市の政策としても上乗せして、事業拡大、雇用拡大を図るべきと考えます。以上の立場から、議案第1号、平成21年度八街市一般会計補正予算に反対いたします。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「国からの補助金を得て、就労支援事業として、八街駅南口のシャッター通りになっている箇所にアンテナショップを開設し、4名の雇用を行うということなので、ぜひこれを活用して、さらに大きくしていただき、職員の努力はもちろん、八街駅南口商店街振興組合とも連携をとっていただき、さらなる成功を期待しまして、議案第1号、平成21年度八街市一般会計補正予算に賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

#### ○議長（山本邦男君）

以上で、常任委員長の報告を終わります。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。委員長報告に対する質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### ○議長（山本邦男君）

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（山本邦男君）**

質疑なしと認めます。

これで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

議案第1号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告をするようお願いいたします。

しばらく休憩します。

(休憩 午後 4時15分)

(再開 午後 4時20分)

**○議長（山本邦男君）**

再開します。

これから、討論を行います。

議案第1号に対し、丸山わき子議員、中田眞司議員、林修三議員、林政男議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第1号に対する反対討論を許します。

**○丸山わき子君**

それでは、私は議案第1号、平成21年度八街市一般会計補正予算に対し反対するものがあります。

経済危機、不況の深刻化のもとで、雇用の悪化や廃業、倒産が広がっております。さらに市民への国保や介護、医療など、負担増の押し付けが暮らしを圧迫しており、将来の不安の高まり、格差と貧困を一層広げています。

総務省が発表した4月の経済統計では、鉱工業生産は過去2番目の大幅上昇と報じていますが、これは労働者を調整弁扱いにし、業績回復を図ったためであり、一方では完全失業率は5パーセント台に達し、求人は過去最低水準となっています。正社員の求人は、職を求める人4人に対し1人分しかありません。雇用悪化は家計を直撃、1世帯当たりの消費支出は14カ月連続で前年割れとなり、過去最長を更新中であります。

市長自身、「市民の暮らしの状況に対し、経済悪化の影響を受けている」と認めていますが、市民の暮らしを守るべき雇用経済対策への取り組みは積極的とは言えません。

今議会の補正で、市長はふるさと雇用再生特別基金事業を活用したアンテナショップ事業を打ち出しました。南口商店街の皆さんからは、大きな期待が寄せられ、今後の事業展開が期待される場所であり、大変評価できる政策であります。こうした取り組みに関しましては、賛成するものであります。しかし、今の失業者急増の実態、経済悪化への対応として、今回の補正では極めて不十分であります。

千葉県のふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業の基金は、9億9千万円あり、これを活かして各課が雇用創出の積極的な取り組みを進めるべきであります。

雇用の確保とともに、産業の振興も重要な行政課題であります。国の2008年度、2009年度補正予算による交付金、約4億5千万円は、冠水対策、学校、地震対策、プレハブ教室などに活用し、地元業者への配慮をしておりますが、景気悪化のもとで倒産、廃業に追い込まれている零細業者への仕事確保は切実であります。経済効果の大きい住宅リフォーム助成制度の思い切った実施、農業支援など、経済活性化への緊急対策を実施すべきであります。

先の臨時議会では、市長はじめ職員、議員の夏季ボーナス、約4千万円のカットが行われました。これは、市長がその気になれば、市民の暮らしを守るための施策に即活用できます。市民の生活と営業を守る施策に思い切った予算を確保すべきであります。

以上の立場から、この補正予算に反対するものであります。

#### ○議長（山本邦男君）

次に、中田眞司議員の議案第1号に対する賛成討論を許します。

#### ○中田眞司君

賛成討論を申し上げます。

私は、議案第1号、平成21年度八街市一般会計補正予算第1号に賛成するものです。

今回の補正予算につきましては、国の平成20年度第2次補正予算に基づくものであります。今回の補正予算につきましては、国の平成20年度第2次補正予算に基づくものであります。まず、千葉県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金を活用したアンテナショップの事業の実施、もう1点は、千葉県消費者行政活性化基本事業補助金を活用した、地方消費者活性化事業の実施に伴うものであります。

このように、中心市街地の活性化及び雇用の促進、さらに消費者行政の一層の充実、強化を図り、まさしく緊急経済対策における積極的な予算計上であります。

このようなことから、議案第1号、平成21年度八街市一般会計補正予算第1号の補正に賛成するものでございます。

#### ○議長（山本邦男君）

次に、林修三議員の議案第1号に対する賛成討論を許します。

#### ○林 修三君

議案第1号、平成21年度八街市一般会計補正予算の賛成討論を申し上げます。

私は、昨日の一般質問でも八街市の商工業の振興、充実について考えを質問させていただきましたが、今、商工業の振興は大変深刻であり、喫緊の課題となっております。今般、国からの予算を得て、商工業振興費の補正を組んでいただいたことは、市内商工業関係者にとりまして大変喜ばしいことでもあります。

1年目のアンテナショップ運營業務、消費生活窓口高度化事業、消費者行政活性化オリジナル事業等が充実した活動となり、その成果、課題を2年目、3年目へと継続し、消費者にとりまして、積極的によりよい形で拡大されていくことを願いながら、平成21年度一般

会計補正予算第1号議案に賛成するものであります。

**○議長（山本邦男君）**

次に、林政男議員の議案第1号に対する賛成討論を許します。

**○林 政男君**

私は、議案第1号に賛成する立場から討論を行います。

先ほど、丸山議員の方からいろいろこの反対に対する、種々説明がございました。その中で、緊急経済活性化等の補助金で4億5千万円来ておりまして、それが小学校の耐震化、中学校の耐震化、あるいは排水問題等に使われるということで説明がございました。さらに丸山議員の説明によれば、住宅のリフォームとか、農業支援に思い切った予算を使うべきだというふうなお話がありました。

今回のこの補正予算にきている予算はすべて国のお金であります。八街市の一般会計が163億数千万円の中で、全く自己資金を必要としなく、国の資金を利用して、このようなふるさと雇用再生事業とか、就労資金のお金が来ているわけですから、市単の金を1円も使用することなく、これができるわけですから、こんなにいいことはないと思っております。

先の一般質問の中で、京増議員は市長に「もっと国・県に働きかけて、もっと予算を持ってきなさい」というようなお話もしてありました。この中で、国からこの3年で5千900万円の金が継続して来ることがわかっております。これは、市にとっては大変貴重な財源であります。これを活用してアンテナショップができるということは、大変有意義ではないかと思っております。

さらに就労支援も4名ですけれども、先ほど委員会の質疑の中でありましたように、これを起爆剤として、さらに継続していこうというふうなお話もございました。したがって、私は、このせっかく国からこれだけのお金が来ているわけですから、これを活用して進むべきだというふうに考える意味から、私は議案第1号に賛成するものであります。

**○議長（山本邦男君）**

ほかに、討論の通告はありません。

これから、採決を行います。

議案第1号、平成21年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

**○議長（山本邦男君）**

起立多数です。議案第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。右山正美議員ほか2名から、発議案第6号が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



## ○議長（山本邦男君）

異議なしと認めます。

発議案第6号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議案第6号を議題といたします。

発議案の上程を行います。

発議案第6号の提案理由の説明を求めます。

## ○右山正美君

お手元に配付してあります発議案第6号、これについて説明させていただきたいと思えます。

農地法改正案の廃案を求める意見書についてでございます。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

平成21年6月9日提出。

八街市議会議長、山本邦男様。

提出者、私、右山正美。

賛成者、八街市議会議員、丸山わき子、同じく京増藤江さんであります。

意見書を読み上げてご提案させていただきますが、その前に補足説明をさせていただきたいと思えます。

今、農地法等の改正案が参議院での審議が始まりました。農地法の目的まで見直しをし、農地の賃貸借を全面自由化して、企業の農業参入に大きく道を開く、1952年農地法制定以来の大転換であります。

改正案の最大の問題は、農地法の根幹である、農地は耕作者のものという原則、耕作者主義を解体するところにあります。自ら農作業に従事する者にのみ、農地に関する権利を認める、この原則は農家が安心して営農に取り組める基盤となり、農外企業による農地の登記や買い占め、農地の多用と転用に対する防波堤の役割を果たし、農業と農村社会の安定の土台となってきたものでございます。

この農地法改正を聞き、今、県においてはもう既に問い合わせが来ているそうです。企業や産廃業者でございます。

改正案では、必要な機械を保有し、農作業に従事する人の数を確保すれば、外資系を含めてどんな企業でも貸借を許可することにならざるを得ません。そうした企業は、当面の農業経営は維持しても、利益がでなければ容易に撤退してしまいます。全国農業会議所が行った農外法人・企業の調査、2008年8月によれば、黒字の法人は11パーセントに過ぎず、63パーセントが赤字となっております。2008年9月の農水省調査では、農業に進出した31企業・法人が既に撤退しています。オムロンやユニクロといった有数の企業が最先端の農業経営ともてはやされながら、数年であえなく撤退したのも、農業の厳しさと企業経営の無責任さを物語るものです。

食糧自給率の回復が全くなしの我が国で、耕作放棄地の解消や農地の有効利用が不可欠で

あることは言うまでもありません。国土や環境の保全にとっても欠かせません。国政に今求められるのは、条件不利地を含めて、多種多様な農家がそこで暮らし続ける、安心して農業に励める条件を抜本的に整えることではないでしょうか。

それでは、読み上げて提案にかえさせていただきます。

農地法改正案の廃案を求める意見書（案）。

今国会に提出されている「農地法改正案」は、法律の「目的」から、これまでの「農地は耕作者自ら所有することを最も適切であると認め」、「耕作者の農地の取得の促進」、「耕作者の地位の安定を図る」という記述を全面的に削除し、「農地を効率的に利用する者による農地についての権利の取得を促進する」としています。

また、農地の賃貸借を安定させるために、地域ごとに定めてきた「標準小作料制度」を遡及することは、資金力のある大企業に優良農地が集積され、政府が規制しようとしている認定農家や集落営農組織さえ、存続が脅かされかねません。しかも、賃貸借期間が20年から50年に拡大されることは、事実上、大企業の優良農地取得に道を開くものです。

政府は耕作放棄地の広がりを防止し、食糧供給率を強化することを農地法「改正」の目的としています。しかし、耕作放棄地が増大している原因は、農地法に問題があるのではなく、農民の努力が欠如していたからでもありません。農産物の輸入自由化や市場原理等によって家族経営農業の継続が困難になったためであり、これまでの農政の結果にほかなりません。

しかも、経済情勢の変化を口実に、大企業が国民の共有財産である農地を支配することは、不在地主化を招き、儲けのために農地が資産化される懸念を払拭できません。

最も持続的で安定的であることが求められる農業とは、相容れないことは明らかです。

今、内需を活性化させるために、地域を挙げて農林業を振興し、循環型の地域経済を確立しようと懸命な努力が全国各地で行われている中で、「農地法改正」はこうした努力に重大な障害をもたらすものであります。

今、必要なことは、国際的な食糧受給の逼迫に対応して、食糧自給率を向上させる農政であり、農家が営農を継続し、生活できる展望をもたらす施策です。そして、地域を挙げて取り組まれている耕作放棄地を解消する努力等に対する支援を抜本的に強化することにあります。戦前からの長きにわたる農民の苦闘を経て作られた農地制度と、その成果を支えてきた農地法を国民的議論や合意もないまま改正することは許されません。

よって、本市議会は国に対し、農地法の一部改正を行わないよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成21年6月9日。

八街市議会議長、山本邦男。

あて先は、内閣総理大臣あてであります。

以上、よろしく願いをいたします。

#### ○議長（山本邦男君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第6号は、会議規則第37条第3項の

規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（山本邦男君）**

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第6号に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

**○北村新司君**

ただいま「農地法改正案」の廃案を求める意見書（案）が右山議員から提案されました。

その意見書の中で、「耕作者の地位の安定」という記述が削除してあるとありましたが、衆議院で可決された法案では、目的の規定に入っております。このことは、どういうことか、お伺いいたします。

**○右山正美君**

衆議院で可決された中に入っているということですか。私は、そういった衆議院での可決に対する記述、こういったものは全面的に削除してあるというふうに認識しております。

**○北村新司君**

私の手元にある目的規定の農地法第1条の関係の中で、「耕作者の地位安定と国内の農業生産の増大を図る」と、確かにうたっております。

**○右山正美君**

耕作者の地位の安定を図るといふ、そういった文言が問題ではなくて、農地法改正案の中身では耕作者の地位の安定が図れないということで、そういう意味で記述が削除されているというふうに認識しています。

**○北村新司君**

それと、もう1点でございますが、この意見書案の中で「農地を効率的に利用する者」というふうに意見書ではなっておりますが、衆議院で可決された法案の中身は「農地を効率的に利用する耕作者と、耕作者による農地についての権利を取得する」となっております。こうして、以上のことから、この意見書は衆議院で可決された法案の中身と大変食い違っていると思われまますので、審議できないのではないかと、そう思われます。

**○右山正美君**

先ほども私は説明の中で、話をしましたけれども、やはり農地法のこれまでの従来の目的である耕作者の農地を企業とか、そういったものが、いつでも介入できるような、そういったことが、農地法の改正の中に出てきていると。そういった意味では、私はそういう従来の最も農地を効率的に利用する、そういった農地法の改正をだれでも取得できる、こういったところに大きな問題があるんじゃないかなというふうに思いますし、まして、今、農業経営が大変なときに、こういった大企業がどこでも土地を買えるような、まして耕作放棄地などを中心に、解消されるというふうなことも言われていますけれども、それも全くないという

ふうに考えております。

○議長（山本邦男君）

ほかに質疑はありませんか。

○林 政男君

ただいま右山議員の方から、耕作放棄地等の話がありました。八街市でも一時的な耕作放棄地が150ヘクタール、そして機械等を導入しなければいけない畑が160ヘクタール、そしてその中には、いわゆる相続等で農地を引き継いで、全然農家をやっていない第三者でも、今の状態では農地が持てるというふうになっております。

そこで、右山議員にお尋ねします。今、65歳以上の人の高齢化が進んで、埼玉県に匹敵する耕作放棄地ができたということで、これに対応するに、いかにしたらいいかということで、この農地法の改正案が出てきたというふうに認識しておるんですけども、実はこれの中に市長村長の権限、市町村の農業委員会の権限が非常に強化されるというような文言が改正案の中に入っております。その辺はいかがお考えなんでしょうか。

○右山正美君

八街市の耕作放棄地、これが152ヘクタール、これはすぐ手を加えれば、すぐにでもできる状態、そして160ヘクタールあたりが、基盤整備しなければならない耕作地、そして残りの50ヘクタールは、これはもう木とか雑草もそうですけれども、そういう状態で全く手を付けなきゃ、それこそ機械を入れて木を掘り出していかなきゃならない、こういう状態にあるわけでございます。これはやはり、まさしく農業後継者等々がいなくて、どうしようもなくなってきたという状況の実態も八街市もあるわけでありまして。

市長村長の権限、そういったことについては、農振が強化されまして、そういったところで私は対応できるのではないかなというふうに考えております。

○林 政男君

現在の農地法だと、県の許可がないと5反歩以上の所有を持っていないと、農地を取得できないんですね。だから、例えば農業大学校とか、工業大学で、私は農業をやりたいと言っても農地を持ってない仕組みなんです。これが今度、新しい農地法の改正によって、市町村の権限で例えば10アールでも市町村が認めれば、耕作できるというか、農地の取得の道を開くわけです。現在は5反歩のところ、全部切っちゃうんですね。だから、私の知人も東京農工大学を出て、農業に従事していて、農地を持とうとしても持てないんですよ、今の農地法というのは。5反歩の要件というのが非常に足かせになってできないわけですよ。だから、この農地法の改正案が廃案ということになると、そういう新規に就農しようとする人の意欲、それから、そういう人たちの道を閉ざすことになるので、私はこの廃案についてはいかがなものかなというふうに認識しておりますけれども、右山議員はそういう新規就農者に対しての、この農地法改正案がどのような影響を与えるかという認識をお持ちか、お聞きしたいと思っております。

○右山正美君

私は、これまでも議会の中で、新規就農者あるいは後継者問題で議会の中で、たびたび質問もしていますし、農業が基幹産業である、このために農業支援を強めていかなきゃならない、このように考えております。そういった立場で、ずっと議会を通して発言をしておりますし、農家の方々とも話をしているわけでございます。そうした中で、私はこの農地法が大企業とか、そういった産廃業者に耕作放棄地を求められて、そして農業以外に使われること自身が懸念されるわけでございます。同時に、私は新規農業者に対しては、積極的な気持ちもありますけれども、法人で対応できるのではないかなというふうに考えますけれども、新規就農者については、もっともっと手広く国の施策で、そういったものを解決していくんじゃないかなと。何も農地法を改正しなくてもいいと思います。

**○林 政男君**

そうすると、この文言がいかげんなものかというふうに思います。私は、右山議員がこの本議会で大変農業問題に熱心に取り組んでおられて、かつ後継者の問題等、心配していることをよく承知しておりますけれども、今回のこの農地法改正案の廃案につきましては、今、右山議員がおっしゃったようなことからいけば、家族経営農業の継続が困難になったため、法人の対応でも大丈夫ではないかというような説明でございましたから、私は日頃の右山議員のおっしゃっている基幹産業の農業をもっと大事にしろということをよく認識しておりますけれども、この意見書には反対いたします。

**○議長（山本邦男君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○川上雄次君**

ただいま、右山議員の農業支援に対する考え方を伺いましたんですけれども、先ほどの質疑の中で、この前提となる農地法改正案に対する認識の中で誤り、また錯誤があるんじゃないかという指摘もありましたので、その辺を精査されて、今回のこの意見書は取り下げた方がよろしいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

**○右山正美君**

今、国会の中で論議されていますので、取り下げて9月議会となりますと、これはもう全く今の議会の中で審議されて終わって、後に出すというのも、これはいかげんなというふうに思いますし、やはり農地がだれでも簡単にといいますか、特に大企業、これは農外企業の要望によって農地法というのは要望されて、何も新規就農者とか、そういった方々に門戸を閉ざすとか、そういうことではないわけで、壇上で言いましたとおり、企業が本当に農業に進出して、31企業がもう既に撤退をしている。撤退をしたところは、耕作放棄地どころか、とんでもないことになっているというのが、この現実問題で、実際問題、農地法が改正されると本当にそういうことが懸念されます。そのことを私は訴えているので、やはりこの議会を出していかないと、9月議会には間に合わないと思います。

**○議長（山本邦男君）**

お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、この際、あらかじめ、これを

延長したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(山本邦男君)**

ご異議なしと認めます。

本日の会議時間は、延長することに決定いたしました。

**○川上雄次君**

間に合う、間に合わないというお話が出ていたんですけれども、この意見書の中に誤りがあるのをそのまま通すのはおかしいのではないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

**○右山正美君**

基本的な部分については、誤りがある、誤字、脱字いろいろあると思いますよ。その辺はとりあえず、私が出しているのは案でございまして、もし、その辺を変えて出すかということになれば、それは私の方は応じていきたいなというふうに考えております。

**○議長(山本邦男君)**

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(山本邦男君)**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

発議案第6号について討論を許します。

討論はありませんか。

**○京増藤江君**

それでは、私は「農地法改正案」の廃案を求める意見書に賛成討論をいたします。

政府が提出している農地法改正案は、第1条、法律の目的から農地は耕作者自らが所有することが最も適当であると認め、耕作者の農地の取得の促進、耕作者の地位の安定を図るという記述をすべて削除し、農地を効率的に利用するものによる農地についての権利の取得を促進するとしています。

また、標準小作料制度を削除するなど、現在の農地法の根幹である耕作者主義を否定し、大企業や外資系企業にも農地を取得する道を開き、農業への参入を促進しようとするものです。

今、さまざまな質疑もありましたけれども、私どもが理解している、そういう内容とまた質問の方々の受け取り方というのは、違いはありますが、根本的にはやはり農業を実際に耕作しておられる、そういう方々にとって今までとは違う、そういう法律となるということがあると思います。これまでの農地法の原則を根本的に転換する、そういう内容になると思います。

ですから、このような大改悪だと思いますので、この廃案を求めるものでございます。国民の食糧を確保するために、政府は戦後の農地開放によって確立された耕作者主義に基づいて、家族経営を支援するというのが、戦後農政の枠組みでした。

今日、耕作放棄地の広がり社会問題になっていることは、そのとおりです。その原因は、現在の農地法にあるのではなく、まして農民の努力の欠如にあるではありません。農産物の輸入自由化や市場原理等によって、営農の継続が困難にされたためです。農家の皆さんが本当に努力しても、農政の結果がこのようなことを招きました。家族経営を否定し、国民の食糧生産と農業の担い手を利潤第一の企業に肩がわりさせることは、農家の経営と集落の協働の基盤を破壊し、何よりも農業の持続性を危うくします。今、必要なのは国際的な食糧受給の逼迫に対応した食糧自給率をいかに向上させるかという農政であり、農家が営農を継続し、生活できる展望をもたらす施策です。そして、地域を挙げて耕作放棄地を解消する努力に対する支援を根本的に強化しなければならないと考えます。

農地法の改悪を強く主張し、主導しているのは政界であり、農民の皆さんではありません。ここに今回の改悪の本質があらわれていると思います。財界の主張に沿って、耕作者主義を削除して、大企業の農地支配を許すこととなる今回の改悪案は、農業はもとより、日本の将来に重大な禍根を残すものであり、法案の廃案を重ねて要求し、賛成討論といたします。以上です。

○議長（山本邦男君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

討論がなければ、これで発議案第6号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第6号、農地法改正案の廃案を求める意見書についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（山本邦男君）

起立少数であります。発議案第6号は、否決されました。

本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成21年6月第3回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、すべての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部は、各議員から提出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしまして、閉会のごあいさつといたします。

議員の皆様申し上げます。

議員親睦会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 5時00分)



○本日の会議に付した事件

1. 議案第1

質疑、委員会付託

委員長報告、質疑、討論、採決

追加日程1. 発議案第6号

質疑、討論、採決

.....  
議案第1号 平成21年度八街市一般会計補正予算について

発議案第6号 「農地法改正案」の廃案を求める意見書について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 山 本 邦 男

八街市議会議員 桜 田 秀 雄

八街市議会議員 林 修 三



